

○ ぐ犯調査に関する書類の作成について（通達）

〔平成19年12月7日少甲達第43号〕
警察本部長から部課署長宛て

ぐ犯調査については、少年法（昭和23年法律第168号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）等に定められているところであるが、その過程で作成する書類については、触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「訓令」という。）のほか、下記のとおりとするので事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

- 1 ぐ犯少年を家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告するに当たっては、当該少年の適正な処遇に資するため、ぐ犯少年事件送致書（訓令別記様式第33号）又は児童通告書（訓令別記様式第37号）のほか、必要に応じて、調査報告書、当該少年及び関係者の申述書（訓令別記様式第3号）又は答申書（様式任意）その他必要な書類を作成し、又は徴すること。
- 2 ぐ犯少年と認められる者（以下「少年」という。）の申述書を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用いること。申述書には、当該少年の署名及び押印又は指印（以下「署名押印等」という。）を求めること。また、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等がある場合には、当該保護者等にも署名押印等を求めること。
- 3 少年が少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、その同意を得た上で、一時これを預かること。この場合、当該物件を預かった警察職員は、預り書（別記様式第1号）を作成するとともに、保護者等の申述書を作成し、当該物件を預かった旨を明らかにする書面を当該少年又は保護者等に交付する等して、物件の預かりのてんまつを明らかにしておくこと。
- 4 少年以外の者が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て、任意差出書（別記様式第2号）とともにその物件の提出を求める。このとき、提出者には、任意差出書の写しを交付する等して、そのてんまつを明らかにしておくこと。
なお、ここにいう任意差出書は、司法警察職員捜査書類基本書式例及び訓令別記様式第4号に規定する任意提出書とは異なるものであるので留意すること。
- 5 3又は4の場合において、被害者その他権利者に物件を返還する場合は、受領書（別記様式第3号）を徴すること。また、非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見し、これを所有者その他の権利者に返還させた場合は、当該権利者から受領書を徴するほか、必要に応じて報告書を作成する等により物件の措置のてんまつを明らかにする措置を講ずるものとする。

別記様式第1号

預り書

年月日

警察署長

殿

警察署

官職

氏名

(印)

少年の住居

氏名

年月日生(歳)

上記の少年のぐ犯事件に関し、本職は、年月日

において、少年が所持する下記目録の物件を一時預かった。

目録

番号	品名	数量	備考

(用紙 日本工業規格A4)

任 意 差 出 書

年 月 日

警察署長

殿

住 居

(電話)
職 業
学校・学年

氏 名

印

(歳)

下記の物件を任意に差し出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。

差 出 物 件				
番 号	品 名	数 量	差 出 者 処 分 意 見	備 考
取扱者印				

別記様式第3号

受 領 書

年 月 日

警察署長

殿

住 居

氏 名

(印)

下記目録の物件の返還を受け、受け取りました。

目 錄

番 号	品 名	数 量	備 考

取扱者印

(用紙 日本工業規格A4)